

社会福祉法人育夢役員報酬規程

(総 則)

第1条 この規定は、社会福祉法人育夢（以下「育夢」という。）の役員に対して支給する報酬に関し、必要な事項を定める。

(役 員)

第2条 本規程にいう役員とは、次の者をいう。

1、 理事長

(報 酬)

第3条 役員のうち、非常勤で育夢の業務を行う役員に対して報酬を支給する。但し、職員が役員の職務を兼務する場合は、本規程を適用しない。

(報酬の区分)

第4条 役員報酬は、本俸のみとする。

(本 俸)

第5条 理事長の本俸は、役員改選及び本俸変更の際に役員報酬予算の内より年額60万円～180万円の範囲で、理事会及び評議員会において決定する額とする。

(役員報酬の支払及び控除)

第6条 役員報酬の支給日は、毎月25日とする。但し、支給日が銀行休業日の場合は前営業日に支給する。なお、所得税、社会保険料等は、毎月の役員報酬から控除する。

(日割計算)

第7条 月の途中で新たな役員に就任したとき、又は月の途中で役員を退任したとき、或いは死亡したとき、報酬は日割計算で支給する。

(改 正)

第8条 この規程の改正は、理事会の議決を経てから行うこととする。

附 則

この規程は、平成24年3月11日から施行する。

この規程は、平成26年3月1日から施行する。